190910

2019年度　人権大学講座　（@ハートピア京都）
主催：世界人権問題研究センター

ひょうたん島問題
ー多文化共生のためのワークショップー

同志社女子大学
藤原　孝章

簡単な自己紹介

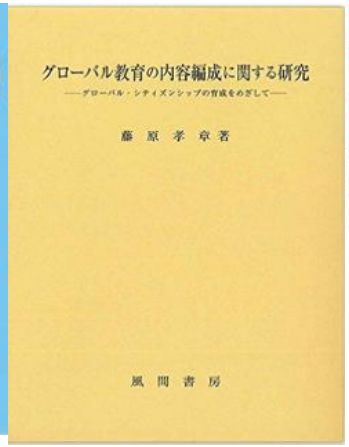

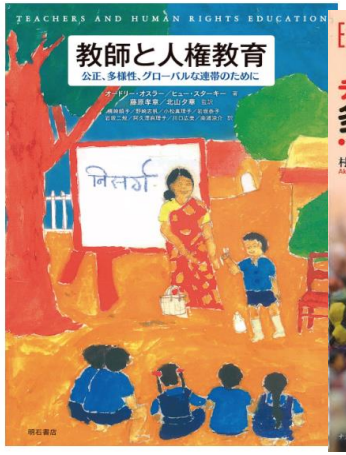

藤原孝章（2008）『ひょうたん島問題－多文化共生社会ニッポンの学習課題』明石書店
藤原孝章（2016）『グローバル教育の内容編成に関する研究ーグローバル・シティズンシップの育成をめざして』風間書房
田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編（2016）『SDGsと開発教育ー持続可能な開発目標のために学び』明石書店
田中治彦編（2018）『18歳成人社会ハンドブックー制度改革と教育の課題』明石書店
A.オスラー・H.スターキー著（藤原孝章・北山夕華監訳）（2018）『教師と人権教育ー公正、多様性、グローバルな連帯のために－』明石書店
村田晶子・中山京子・藤原孝章・森茂岳雄編（2019）『チャレンジ! 多文化体験ワークブック: 国際理解と多文化共生のために』ナカニシヤ出版

国際理解教育／グローバル教育

・中牧弘允・森茂岳雄・多田孝志編（2009）『学校と博物館でつくる国際理解教育-新しい学びをデザインする』明石書店
・日本国際理解教育学会編（2010『グローバル時代の国際理解教育-実践と理論をつなぐ-』明石書店。
・日本国際理解教育学会編（2012『現代国際理解教育事典』明石書店
・日本国際理解教育学会編（2015）『国際理解教育ハンドブック』明石書店
・藤原孝章（2016）『グローバル教育の内容編成に関する研究ーグローバル・シティズンシップの育成をめざして 』風間書房

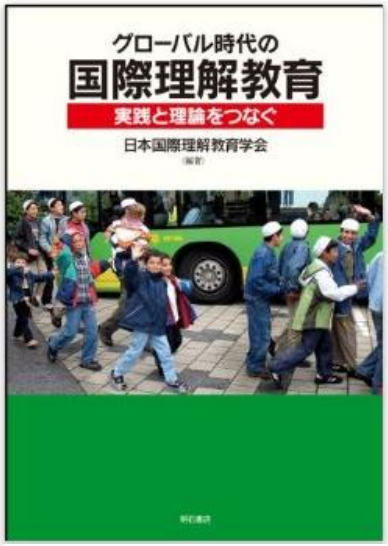

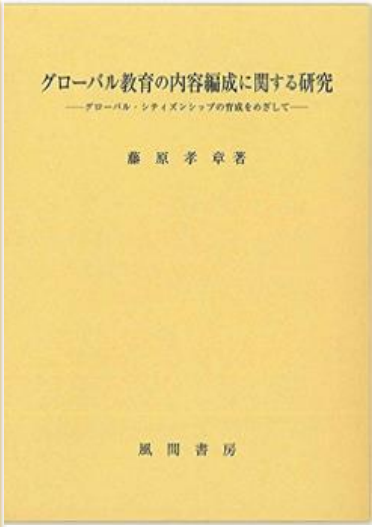

「ひょうたん島」の意図

『シミュレーション教材「ひょうたん島問題」―多文化共生社会ニッポンの学習課題』明石書店、2008年

５つの場面（社会の葛藤）

1.あいさつがわからない
2.カーニバルがやってきた
3.ひょうたん教育の危機
4.リトルパラダイスは認められるか
5.ひょうたんパワーの消滅

どれだけの人が来て、住んでいるか
日本における外国人住民数（2017年末）

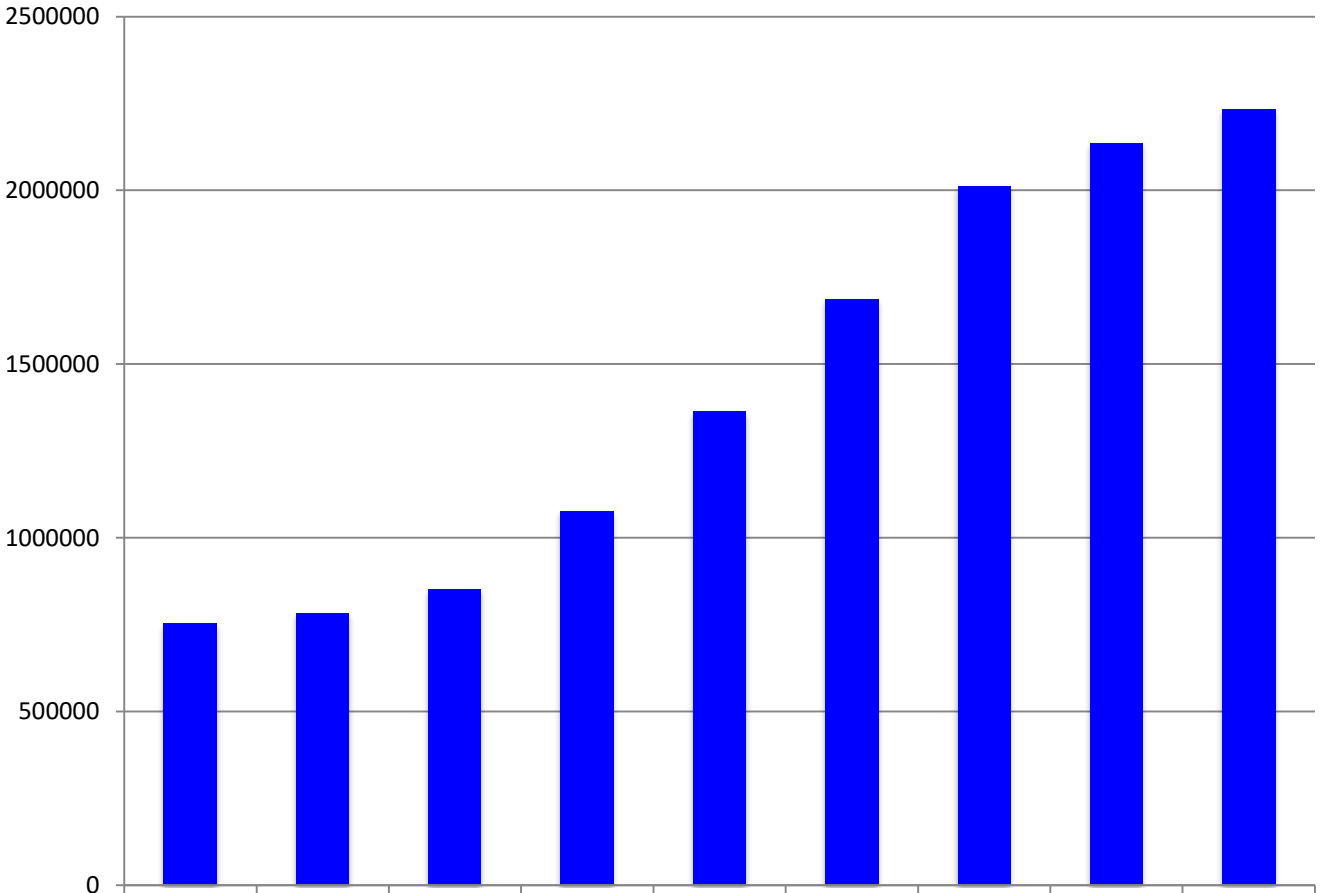

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
系列2	751842	782910	850612	1075317	1362371	1686444	2011555	2134151	2232189
系列1	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015

1975	751,842
1980	782,910
1985	850,612
1990	1,075,317
1995	1,362,371
2000	1,686,444
2005	2,011,555
2010	2,134,151
2015	2,232,189
2017	**2,561,848**

42年間で3.4倍

総人口の2%

（50人に1人）

法務省:平成29年末現在における在留外国人数の推移

どんな理由でくるか

1980年までは70万人台→在日コリアン９割近く（オールドカマー）
　1910年以後日本の植民地であった朝鮮半島から出稼ぎ，戦時中の強制徴用、
　戦後帰国できなかった韓国朝鮮人の子孫。現在は３世、４世の時代
1990年に100万人を突破
　→80年代の「バブル経済」、労働力不足、円高、高収入を求めて、中東、ブラジル、中国、フィリピンなどから急増→（ニューカマー）→「外国人労働者問題」→祖父母が日本人であれば、子，孫は「定住と就労」が可能（1990年入管法改正）→以後，1990年代「バブル崩壊」後も増加、
2008年　2,217,426人（総人口の1.74パーセント）
2009年　2,186,121人
　リーマンショックによる失業、帰国（日系ブラジル人）
　非正規雇用の労働市場に組み込まれる
2011年　2,078,508　→3.11以後　震災・津波・原発事故
2012年　2,038,159　→4年連続の減少、不況
2015年　2,232,189増加　（ 2017年　2,561,848）→50人に1人強
これに、登録外（超過残留、資格外活動）20～30万人（推定）が加わる

これから（10年後）
　将来の人口減少社会、高齢社会における経済成長維持のために、
　看護・介護、農林水産業、サービス分野と産業界（IT、自動車）に労働者不足
　外国人労働者（技能実習）の受入検討

どの国籍の外国人が多いか

国籍別登録数（2017年末）→全部で195カ国・地域（国連加盟国193国）

1.中国　約73.1万人（28.5%）

1977年末は4.8万人に過ぎなかった。2007年より韓国・朝鮮を超える。中国帰国者（旧満州植民日本人の子孫、日系中国人）、技能実習（出稼ぎ労働者）、留学生、近年、急増から微増へ

2.韓国・朝鮮：約45.81（17.6%）

「在日コリアン」1976年末は86.4%、1991年の69万人をさかいに年々低下、構成比も急減、日本人男女との国際結婚により日本国籍取得→特別永住急減（ヘイトの意味？）

3.ベトナム：約26.2万人（10.2%）。

当初はインドシナ難民として定住、現在は留学生、技能実習（出稼ぎ労働者）。 2012年から急増、2017年にフィリピン、ブラジルを超える。

3.フィリピン：約26.0万人（10.2%）。

1996年末の約8万人から年々増加。ダンサー・歌手などの「興行」ビザ（「人身売買」で管理強化）、日本人男性との国際結婚で定住。現在は介護分野の労働者、2009年の国籍法改正以後、日本国籍を持つ子ども（JFC)の母親として来日

4.ブラジル：約19.1万人（7.5%）

1986年末の2135人から急増、日本人移民の子孫（日系ブラジル人）、2008より減少傾向、母国の経済成長→多くは定住化、 永住の取得

6.ネパール：約8.0万人（3.1%）。

2007年は1万人に満たず。国内情勢の悪化、難民申請（認定までの就労）、留学、技能実習など、近年急増

以下、台湾、アメリカ、タイ、インドネシアと続く。

米軍基地のアメリカ人は算入されない。インドネシアがネパールと同じく介護、技能実習などで急増。

どんな資格を許可されて暮らしているか

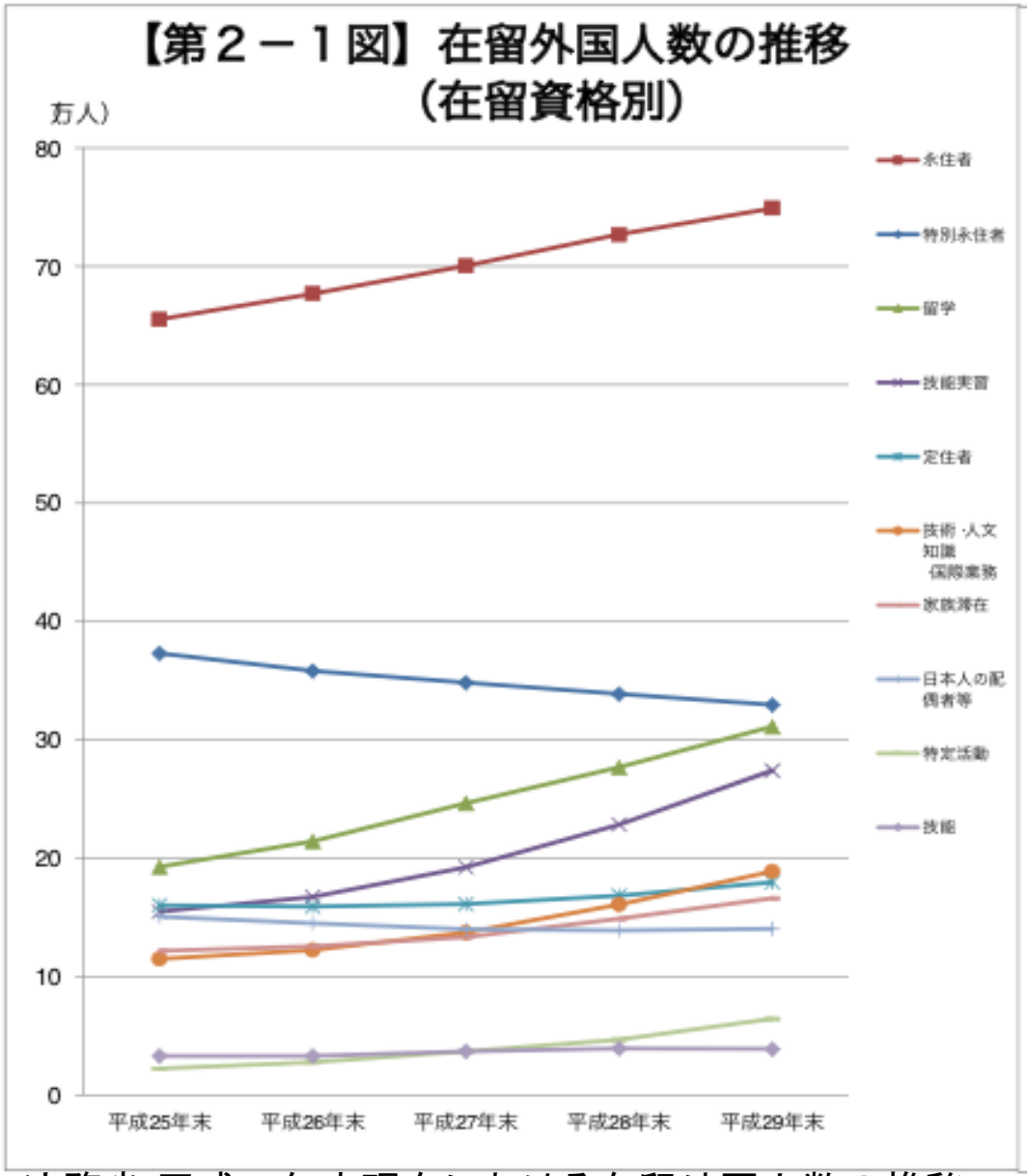

法務省:平成29年末現在における在留外国人数の推移

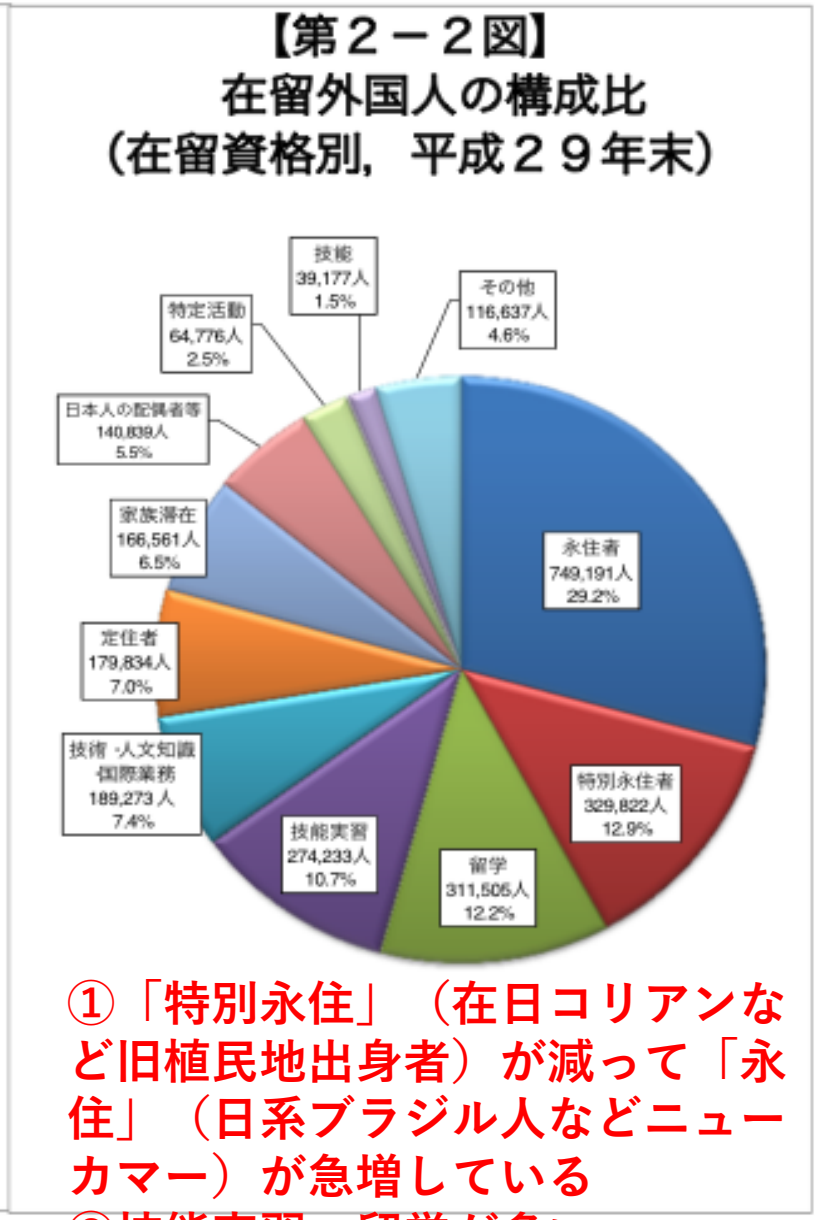

①「特別永住」（在日コリアンなど旧植民地出身者）が減って「永住」（日系ブラジル人などニューカマー）が急増している

②技能実習、留学が多い

2012年から在留カード（ICチップ）
住民としての外国人（住民基本台帳記載）
外国人登録法廃止、指紋押捺廃止
「不法」外国人排除

「在留カード」の主な記載内容

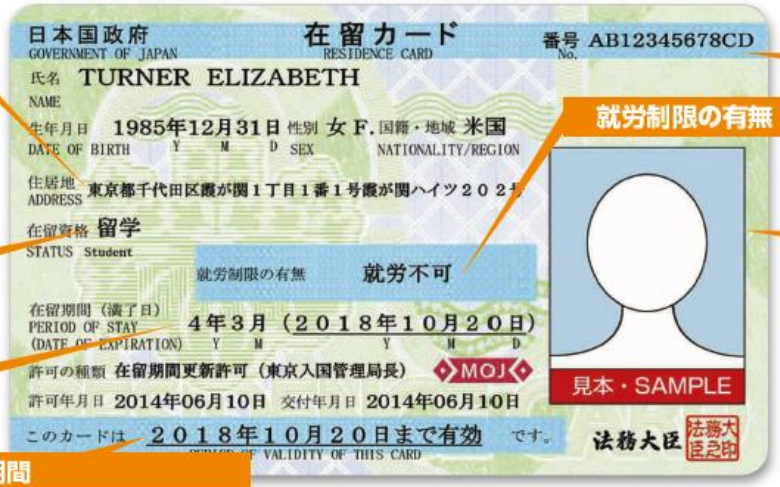

住居地
変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格
在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間（満了日）

有効期間
在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

就労制限の有無

在留カード番号
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます（詳細は裏面へ）

顔写真
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

特別永住者証明書番号
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます（詳細は裏面へ）

在留カードは、正規に我が国に中長期間在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥に**あてはまらない人**です。

①「３月」以下の在留期間が決定された人
②「短期滞在」の在留資格が決定された人
③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
④「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所（駐日台北経済文化代表事務所等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
⑤特別永住者
⑥在留資格を有しない人

「特別永住者証明書」

特別永住者の方には、特別永住者証明書が交付されます。

有効期間
特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

入管法改正前：様々な立場で働く外国人（2018年10月21日朝日新聞記事）

国籍別：中国37.2万、韓国5.6万、フィリピン14.8万、ベトナム24.2万、ネパール6.9万、ブラジル11.7万、ペルー2.8万、先進国7.3万

資格別：A専門技術23.8万、B特定活動（介護・看護2.6万）、C技能実習25.7万、D資格外活動（アルバイト29.7万）。身分：E永住、定住、日本人の配偶者、親など45.9万

産業：建設業5.5万、製造業38.6万、情報通信5.2万、卸・小売16.6万、宿泊・飲食15.8万、教育学習支援6.5万、サービス19.0万、農林漁業20.6万

入管法改正（2018年12月８日記事）

(平成30年)12月8日(土)　朝日新聞　1892年3月17日第3種郵便物認可

改正入管法成立へ

外国人労働者受け入れ拡大

外国人労働者の受け入れ拡大に向けた出入国管理法の改正案が8日未明にも、参院本会議で可決、成立する。新たな在留資格「特定技能」を創設することが主な柱で、単純労働分野で働くための在留資格を認めていなかった日本にとって、大きな政策転換となる。外国人人口の増加に対応するため、法務省入国管理局を「出入国在留管理庁」に格上げする関連法案も可決、成立する。いずれの改正法も来年4月1日に施行される。

野党、首相問責案を提出

改正案の採決に抵抗する立憲民主党など野党5党・会派は7日夜、安倍晋三首相の問責決議案を参院に提出した。与党側は7日午後にも参院法務委員会で入管法改正案を可決し、本会議で成立させる日程を描いていたが、野党側が山下貴司法相と首相の問責決議案を相次いで提出したことでずれ込んだ。菅義偉官房長官は7日の会見で、「人手不足は深刻で、新たな在留資格の創設は喫緊の課題。政府としては国会でしっかりと説明した」と述べた。

厚生労働省によると、日本では昨年10月末で約128万人の外国人が働いている。しかし、就労のための在留資格が認められているのは医師や研究者ら、専門的分野に限られている。新制度では事実上の単純労働でも、人手が足りない産業分野に限って外国人労働者を受け入れる。政府は介護や建設など14業種を検討の対象とし、5年間で最大約34万5千人の受け入れを見込む。

新在留資格「特定技能」は技能水準によって2段階ある。相当程度の技能と日常会話レベルの日本語能力が必要な「1号」を取得するには、各業種の所管省庁が作った試験に合格しなければならない。ただ、技能実習生として3年間の経験があれば、試験を受けずに

2・3面＝疑問だらけ
4面＝強引な審議
10面＝社説
35面＝受け入れ環境は

共生へ

社会の枠組みを大きく変える可能性がある改正入管法が成立する。

新制度を政府が提案したとき、労働政策の考え方が大きく変わるのではとの期待感が技能実習生の支援者らの一部にあった。技能実習生ら留学生たちは「

新たな在留資格「特定技能」のイメージ

在留期限 最長5年 → 最長5年 → 更新制

技能実習
家族帯同不可
3年以上の経験（試験は免除）
日本語と技能の試験

特定技能1号
「一定の技能」
家族帯同不可

技能の試験

特定技能2号
「熟練した技能」
家族帯同可能

入管法改正：特定技能14業種
（2018年12月14日朝日新聞記事）

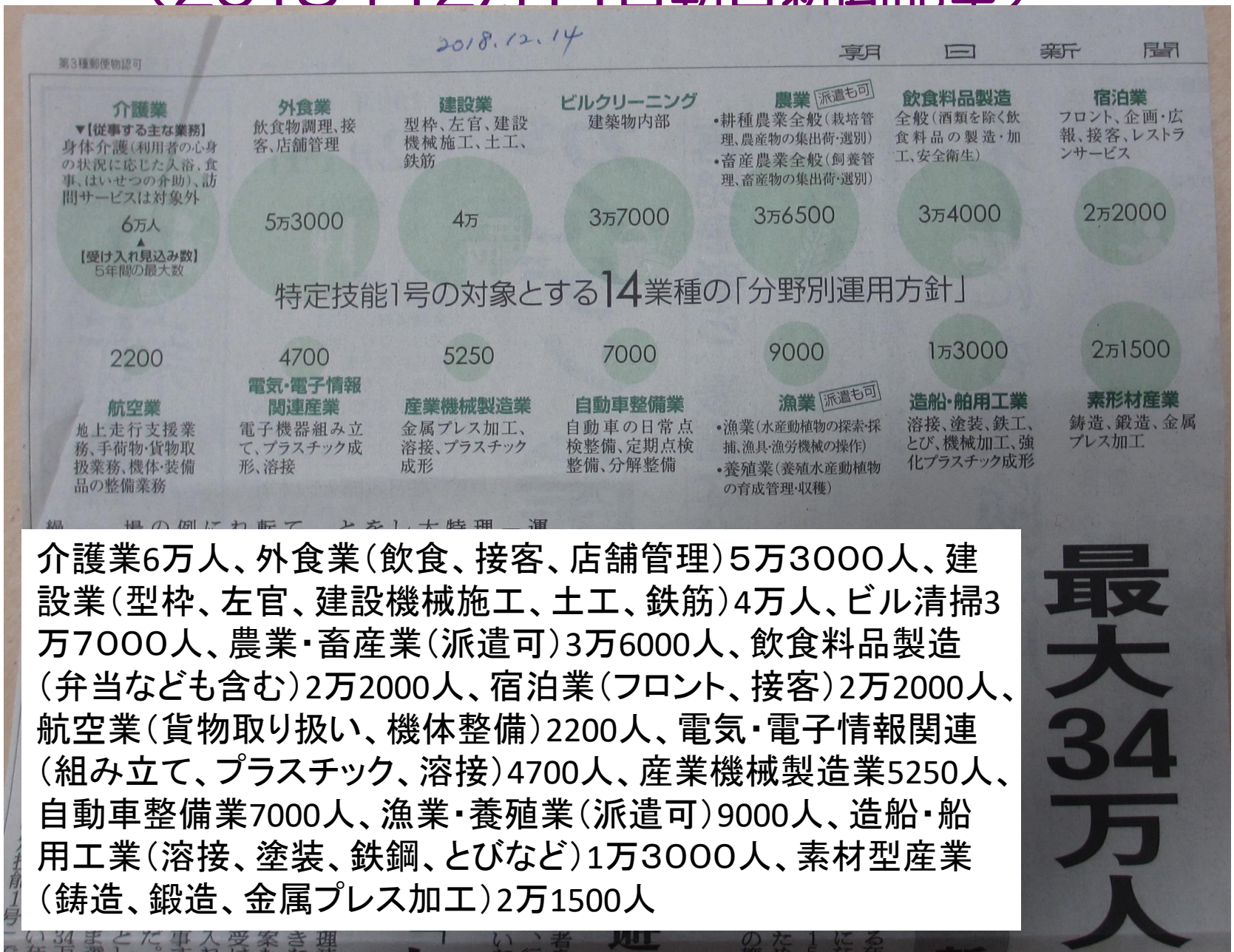

介護業6万人、外食業（飲食、接客、店舗管理）5万3000人、建設業（型枠、左官、建設機械施工、土工、鉄筋）4万人、ビル清掃3万7000人、農業・畜産業（派遣可）3万6000人、飲食料品製造（弁当なども含む）2万2000人、宿泊業（フロント、接客）2万2000人、航空業（貨物取り扱い、機体整備）2200人、電気・電子情報関連（組み立て、プラスチック、溶接）4700人、産業機械製造業5250人、自動車整備業7000人、漁業・養殖業（派遣可）9000人、造船・船用工業（溶接、塗装、鉄鋼、とびなど）1万3000人、素材型産業（鋳造、鍛造、金属プレス加工）2万1500人

最大34万人

改正入管法4月１日施行（2019年3月24日朝日記事）

朝日
2019.
03.24

外国人労働者 受け入れ拡大

多民社会

生活相談・日本語教育…共生実現へ126の支援策

共生のための対応策のおもな内容

多言語対応
- 「生活・就労ガイドブック」（仮称）を11言語で作成
- 災害発生時の情報を11言語で発信。緊急地震速報、全国瞬時警報システム（Jアラート）などを発信するアプリや、気象庁ホームページ
  ※11言語は日本語のほか、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語
- 110番通報、運転免許学科試験、75歳以上の運転者を対象とした認知機能検査で多言語に対応
- 都道府県労働局などの外国人労働者向けの相談窓口や、ハローワークでの対応言語を増やす

暮らし
- 連帯保証人がいなくても賃貸契約できる「住セーフティネット制度」の活用を促進
- 銀行口座を開設しやすくする仕組みの導入

日本語教育
- 日本語教室の空白地域の解消に向けた支援
- 日本語教師の新資格の創設
- 外国人児童・生徒の教育の充実
- 海外での日本語教育の充実。初年度の日本語試験はベトナム、フィリピン、中国、カンボジア、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴルの9カ国で実施予定

「特定技能」の制度にあわせ、政府は「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」をまとめた。

行政サービスの多言語化や日本教育の充実などを盛り込む。

総合的対応策は、外国人が暮らしやすい社会にするが主目的で、都道府県や政令指定都市、外国人が多く住む自治体を中心に約100カ所の「多文化共生総合相談ワンストップセンター」（仮称）を設け、在留手続きや医療、教育など生活全般に関する相談に応じる。

ただ政府が設置にかかる整備費の交付金の募集を始めたのは3月中旬、3月15日の締め切り時点で21自治体からの申請にとどまっている。

行政サービスの多言語化も進める。災害情報を11言語で出すほか、110番通報や119番通報は通訳などで対応。運転免許試験やハローワークの窓口も複数言語に対応するようにする。各自治体の主要な駅にも通訳を配置する。電話通訳サービスや翻訳アプリの利用も促す。

日本語教育の充実も大きな柱だ。日本語教室が乏しい地域の解消を目指し、日本語教師の新資格を設ける。手引きを作成し、教育ボランティアの育成を進める。

日本語学校や専門学校、大学などの留学生が、アルバイトの時間を週28時間以内に制限されていることを踏まえ、資格外活動のアルバイト（コンビニや外食チェーンなど）の外国人たちが、留学生は、週28時間以内であれば「資格外活動」としてアルバイトができる。ただ、当初から働くことが目的と知りながら留学生を受け入れる悪質な日本語学校もなくない。

技能実習は、日本で学んだ技能を母国に持ち帰ってもらう「国際貢献」が目的の制度だが、違法な長時間労働などの問題となり、2017年秋には受け入れ先への監督を強める改正技能実習法が施行された。

改正入管法の審議では「これらの問題の検証が十分のまま、新制度を導入するのは拙速だ」との批判もあった。

新設の「特定技能1」は、留学生や技能実習を事実上の労働者として受け入れてきた「まやかし」を改め、外国人を正式な労働者として受け入れる政策に転換したとしている面もある。

特定技能は「相当程度の技能や知識」を持つ者として、「熟練した技能」の2号のみ、家族帯同が認められる。

今回の制度では、技能実習制度に続いて導入した人材紹介などの問題に対応する仕組みが取り入れられた。報酬は日本人と同等以上とし、安い賃金で出ることが義務づけられた。違反すれば5年間受け入れができなくなる。

実習生には原則認められなかった転職の自由もある。高額な保証金を徴収するブローカーを排除する規定も盛り込まれた。1号の人たちには、受け入れ企業や登録支援機関が生活支援を行うことが義務づけられ、日本語教育などの問題に対応する仕組みが取り入れられた。報酬は日本人と同等以上とし、安い賃金で出ることが義務づけられた。違反すれば5年間受け入れができなくなる。

実習生には原則認められなかった転職の自由もある。高額な保証金を徴収するブローカーを排除する規定も盛り込まれた。1号の人たちには、受け入れ企業や登録支援機関が生活支援を行わなければならない。

日本経済を現状のまま維持するには、外国人労働者なしでは成り立たなくなっている。厚生労働省によると、昨年10月末時点で日本で働く外国人は過去最多の約146万人。この5年間で倍増した。

建設業やサービス業など慢性的な人手不足に悩む業種で日本人に代わる労働力となってきたのが、アルバイトの留学生（約30万人）と技能実習生（約30万人）の外国人たちだ。

留学生は、週28時間以内であ

入管庁に格上げ 管理も支援も担当

夏に本格化■宿泊・外食・介護が先陣■実習生から移行も

外国人労働者受け入れ拡大
生活相談・日本語教育、共生実現へ126の支援策
夏に本格化、宿泊、外食、介護が先陣、実習生から移行も
入管庁に格上げ、管理も支援も担当

改正入管法4月１日施行・新たな在留資格

これまで
技能実習生（最長5年、単身）／留学生バイト（資格外活動：週28時間）

⇩

技能試験評価試験
（実習生3年は免除）
日本語能力試験

⇨

新たな在留資格

特定技能１号	試験合格 →	特定技能2号
相当程度の知識または経験		熟練した技能

上限5年	在留期限	更新可能
認めない	家族帯同	認める

特定技能１号 14業種で検討

外食、宿泊、介護、ビルクリーニング業、農業、漁業、飲食料品製造業、素形材産業、産業機械製造業、電気･電子情報関連産業、建設業、造船･舶用工業、自動車整備業、航空業

⇦

最大34万人
3年、5年、さらに5年
永住化、事実上の移民受け入れ

出典：時事通信 2018/12/7(金)

改正入管法4月１日施行・新たな在留資格 特定技能（１号、２号）の設置

何が課題か（心配されていること）ー働くこと、働き方、誰が何をチェックするのか

・賃金：日本人と同等の給料とはいえ、本当に支払われるのか（銀行振込に）
181226「受け入れ先業界低賃金
190305「技能実習違反日立系列10社」
190126「三菱・パナソニック技能実習認定取り消し」
・借金：日本への渡航日、ビザ、企業斡旋など業者への借金が多くないか
賃金のピンハネはないのか
・労災や保険：仕事中の事故、怪我、死亡などの場合の補償はされるのか
・雇用：仕事があって賃金のいい都市に集まらないか
・日本語を十分に話し、理解できるのか
・留学は週28時間のアルバイトができるが、日本語の勉強よりバイトが優先されないか（日本語学校の質はどう7日）
・危険な仕事をさせられていないか（原発汚染除去など）
181029「外国人労働者争奪：日本は選ばれる国か」

政省令の主な内容

受け入れ先や雇用契約
- 報酬は日本人と同等以上の額
- 報酬は預貯金口座に振り込み
- 悪質ブローカーに仲介させていない
- 日常生活を支援する計画を策定

特定技能の外国人
- 18歳以上
- 健康状態が良好

登録支援機関
- 過去５年間に労働基準法違反などで罰金刑を受けた団体はなれない

190315共同通信
外国人労働者新制度
内閣政令、法務省令

政府の対策

1、特定技能外国人の大都市圏への集中防止対策
（中小企業、地域での就労への配慮、地方創生）
2、受け入れ環境整備
外国人共生センター（仮称）設置構想
全国調査による外国人の子どもの就学支援の把握

3、留学生の在籍管理の徹底、技能実習制度の適正化
（大学での出席管理、報酬の口座振り込みの義務づけ）
4、留学生の国内就職の促進

出入国管理庁（2019年4月新設、法務省、出入国管理局は廃止）
特定技能に関する2国間取り決め、悪質な仲介業者の排除、情報共有（9カ国：ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）

（2019年６月10日 外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会資料より）

どの地域に住んで暮らしているか

都道府県別登録者数（2017年）
①首都圏：約105.4万、約41.2%
1.東京都：約53.8万人、4.神奈川県：約20.4万人、5.埼玉県：約16.7万人、6.千葉県：約14.6万人）。東京は多国籍、世界都市型。10.茨城県:約6.3万、12.群馬県:約5.6万、16.栃木県約4.0万も含めると、自動車，IT産業が立地する関東圏にはニューカマー外国人も多く、日本全体の約47%
②東海圏：約43万、約16.7%
2.愛知県：約24.3万人、8.静岡県：約8.6万人、13.岐阜約5.1万人、14.三重約4.9万人。圧倒的にニューカマー外国人（日系ブラジル、ペルー人など）が多く、集住地域も多い。自動車、繊維，機械工業が立地。
③関西圏：約42万、約16.3%
3.大阪府：約22.8万人、7.兵庫県：約10.5万人、11.京都府：約5.7万人、19.滋賀県:約2.7万人。京阪神は在日コリアンが多い。ニューカマーとして中国帰国者が大阪に、滋賀県は日系ブラジル，ペルー人などが多い。

④その他
以下、9.福岡県7.2万、15.広島県3.9万、17.長野県3.4万、18.北海道３.２万も多い。精密機械，IT，自動車産業、観光産業などが立地する地域に多い。外国人の在住が少ない県は、秋田，高知，鳥取、青森，徳島、佐賀、宮崎など。ただし、国際結婚をした外国人は地方にも多い。

国際結婚の増加と外国人を親に持つ子どもの増加

2015年厚生労働省人口動態調査

図６　夫妻の一方が外国人である婚姻件数の年次推移　－昭和 40～平成 27 年－

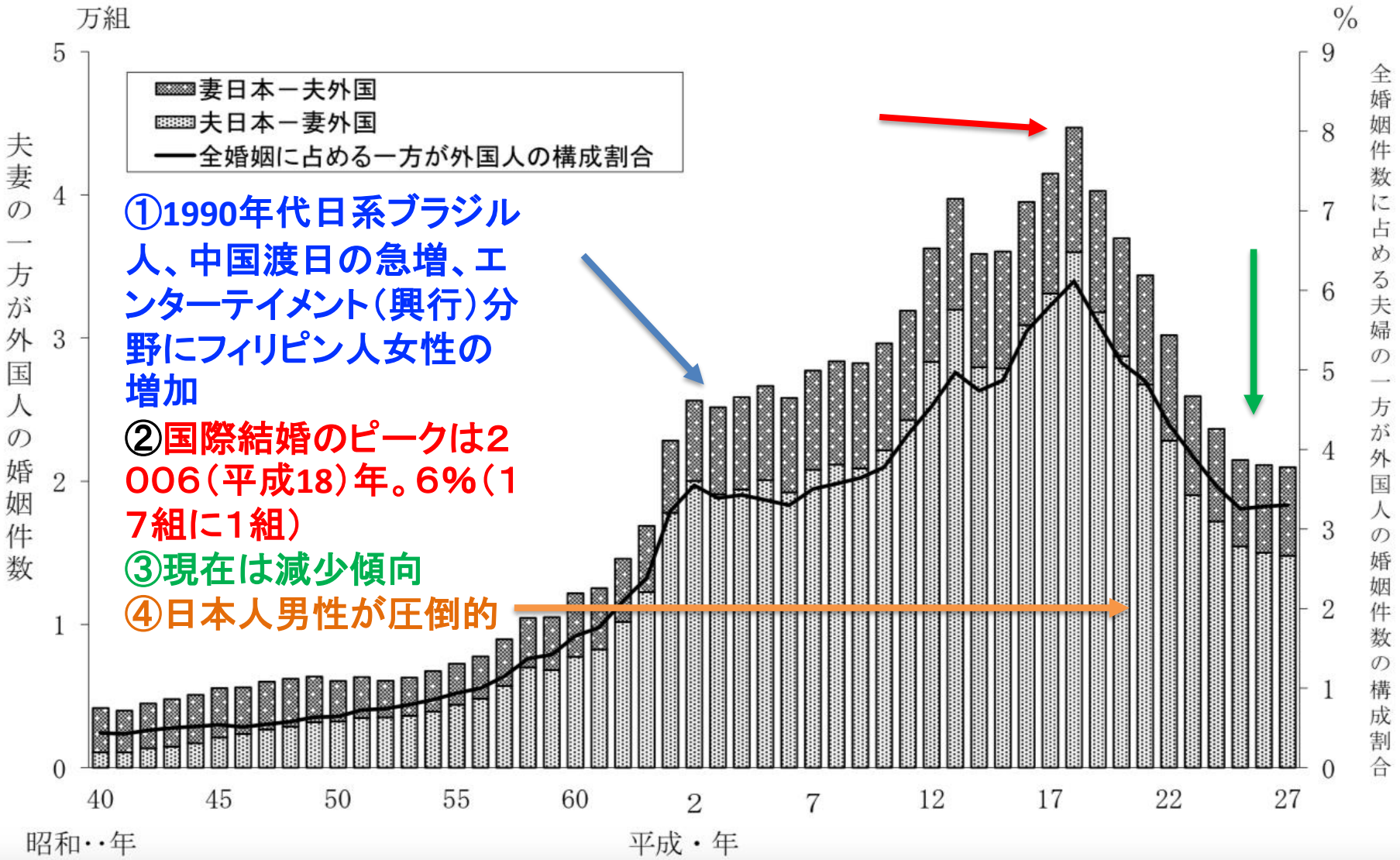

国際結婚の増加と外国人を親に持つ子どもの増加

2015年厚生労働省人口動態調査、文部科学省（2013年）

①日本人夫・外国人妻が圧倒的に多い
1.中国，2.フィリピン、3.韓国朝鮮，4.タイ。
②日本人妻・外国人夫は少ない
1.韓国朝鮮，2.アメリカ，3.中国、4.ブラジル

③父母の一方が外国籍の子ども約２万人（2013）
出生数の2%　約50人に１人が「ダブル」

④外国人の子どもとあわせて「多文化を背景にもつ子ども」「外国にルーツを持つ子ども」が増えている。
⑤半分（ハーフ）ではなく２倍（ダブル）、ミックス（複数）

図７　夫日本－妻外国の夫妻における妻の国籍別婚姻件数の構成割合　－平成７・27 年－

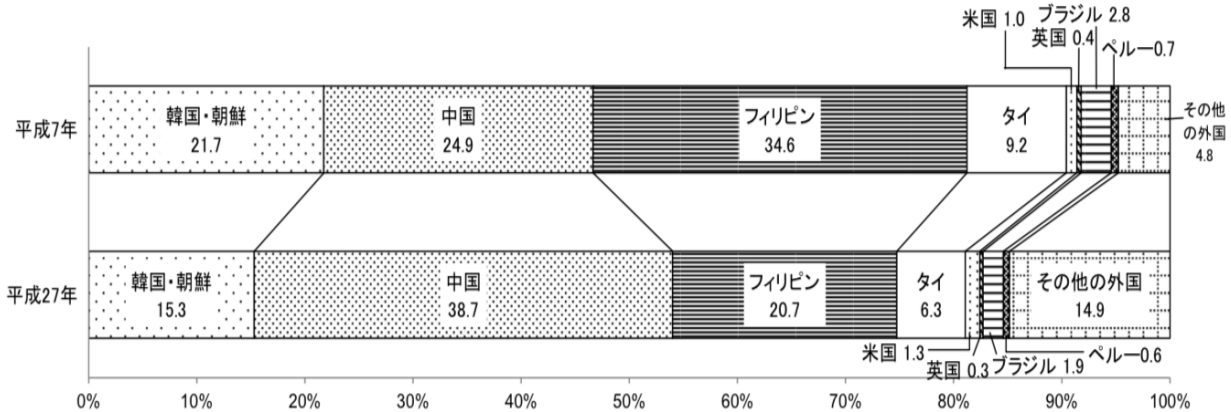

図８　妻日本－夫外国の夫妻における夫の国籍別婚姻件数の構成割合　－平成７・27 年－

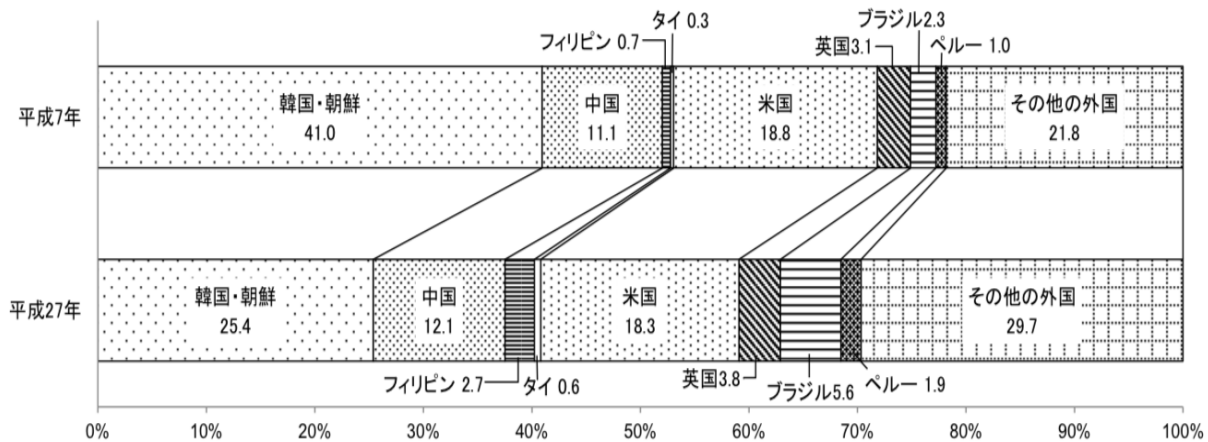

日本語の指導が必要な子ども

外国籍の子ども：29178人（2014）→34,335人（2018）約5000人増

①母語別

ポルトガル語 8779、中国語 8204、フィリピノ語 6283

スペイン語 3600、ベトナム語 1516　英語 982、韓国・朝鮮語 677

ニューカマー言語（ポルトガル語、中国語、フィリピノ語及びスペイン語）が全体の78%を占めている。

②学校別

小学校 18884人 →小学校が圧倒的に多い

中学校 7809人 →中学校は義務教育なのになぜ半減？

高等学校　2272人 → 高校が極端に少ないのはなぜ？

中等教育学校　56人　特別支援学校　177人

在籍学校数は、全体で6137校。

在籍人数別学校数では、「5人未満」の学校が全体の75%を占めている

日本国籍の子ども；7897人（2014）→9,612（2018）約1800人増

フィリピン語 3042人、日本語1218、中国語 2065、英語 1044

→2009年の国籍法改正以後、日本国籍を持ったフィリピンから来た子ども（JFC）が多い。

→「特別の教育課程：日本語」（日本語学級）

→日本語教育推進法（2019年６月成立）

文部科学省：日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成28年度)

外国からきた子どもたち　日本語支援なし1万人　外国籍児ら、全国の学校で

日本語教育が必要な児童・生徒への指導状況

	日本語教育が必要な児童生徒がいる学校	日本語教育のために配置された教員	日本語教育が必要な児童生徒	無支援状態の児童生徒	無支援状態の比率
北海道	92	8	176	36	20.5%
青森県	28	1	47	16	34.0%
岩手県	20	8	46	18	39.1%
宮城県	94	43	164	54	32.9%
秋田県	27	1	49	7	14.3%
山形県	44	3	66	5	7.6%
福島県	53	11	102	31	30.4%
茨城県	226	77	1147	239	20.8%
栃木県	154	55	801	153	19.1%
群馬県	175	68	1190	200	16.8%
埼玉県	577	80	2297	698	30.4%
千葉県	556	54	1979	486	24.6%
東京都	1049	138	4017	1129	28.1%
神奈川県	746	304	5149	1039	20.2%
新潟県	101	13	229	73	31.9%
富山県	95	13	352	48	13.6%
石川県	43	11	134	33	24.6%
福井県	46	10	144	52	36.1%
山梨県	102	18	341	6	1.8%
長野県	171	49	636	180	28.3%
岐阜県	218	70	1448	506	34.9%
静岡県	399	77	3010	755	25.1%
愛知県	850	514	9275	1343	14.5%
三重県	253	104	2357	930	39.5%
滋賀県	162	46	1177	252	21.4%
京都府	142	31	442	113	25.6%
大阪府	567	121	3030	769	25.4%
兵庫県	313	52	1214	325	26.8%
奈良県	76	34	259	55	21.2%
和歌山県	33	5	54	18	33.3%
鳥取県	28	1	43	16	37.2%
島根県	40	22	152	19	12.5%
岡山県	73	14	157	61	38.9%
広島県	170	24	605	110	18.2%
山口県	36	10	106	27	25.5%
徳島県	42	6	78	8	10.3%
香川県	47	6	149	26	17.4%
愛媛県	32	3	59	6	10.2%
高知県	14	7	20	6	30.0%
福岡県	192	55	561	125	22.3%
佐賀県	21	2	37	6	16.2%
長崎県	31	3	49	30	61.2%
熊本県	74	8	144	47	32.6%
大分県	33	2	53	17	32.1%
宮崎県	24	24	44	8	18.2%
鹿児島県	35	3	53	23	43.4%
沖縄県	92	15	293	77	26.3%
全国	8396	2224	43935	10181	23.2%

※開示された都道府県調査票は確定の数値ではないため、文科省の集計と一致しない

毎日新聞　2019年5月5日　東京朝刊（ネット配信）

日本で暮らす外国人が直面する「三つの壁」1（120頁）

①制度の壁：在留資格、就労条件、参政権
②言葉の壁：日本語情報、日本語の習得
③心の壁：外国人差別、ヘイトスピーチ、白人崇拝、アジア人蔑視

在日コリアン
①制度の壁：特別永住、もしくは、永住。就労自由、しかし、参政権がない、地方公務員の採用可能だが、警察官，消防士，校長教頭にはなれない。高齢の一・二世が無年金。
②心の壁：日本社会との共生、民族教育（三･四世のアイデンティティ）

日系ブラジル人、日系中国人
①制度の壁：定住、就労自由、しかし雇用保険、医療保険、年金など不十分
②言葉の壁：多言語表示、住居（ゴミ出し）、教育（学校不適応・不登校、日本語・就学支援）帰国後の言語保障・母語の維持（親の世代とのギャップ、民族学校が必要）
③心の壁：犯罪報道

国際結婚（日本人夫，アジア人女性）
①制度の壁：日本人の配偶者、就労自由、離婚したら「帰国」（強制送還）
②言葉の壁：地方で姑による母語の禁止、子どもとの言語ギャップ
③心の壁：DV，子どもがダブルではなく「ハーフ」とされて「いじめ」

日本で暮らす外国人が直面する「三つの壁」２

中国人、アメリカ人、フィリピン人、ベトナム人，タイ人など多くの外国人

①制度の壁：就労ごとに異なる資格で管理、長くて２年以内の滞在
・人文知識･国際業務（英会話講師）、教授（大学教員）、
・興行（スポーツ選手、ダンサー，歌手、風俗は資格外活動）
・留学･就学（アルバイトは週28時間以内なら資格外活動として許可）、
・研修、技能実習（労働者ではないので最低賃金以下で雇うことができる、時給300円など）、
・短期滞在（90日以内、観光はこの資格、しかし働く人も多い）

失業保険，医療保険などの不備
資格以外の就労は「不法」、90日をこえて滞在（超過残留）は「不法」
法律：出入国管理及び難民認定法

②言葉の壁：病院や駅などでの多言語表示が少ない。日本語習得
家族での滞在は少ない。子どもがいる場合は学校での学習困難

③心の壁：犯罪報道、白人崇拝、英語崇拝、アジア人蔑視

外国にルーツを持つ
親と子ども（外国人・日本人）の背景１

在日コリアンなど	旧植民地	歴史認識：植民地支配
日系中国人	旧開拓入植地	歴史認識：開拓・侵略
日系ブラジル、ペルー人など	移民先	歴史認識：移民史
フィリピン、タイ人など	開発途上国	南北問題（地球規模の格差）

他に、アメリカ軍人、アメラジアン
沖縄、米軍基地、アメリカ軍人と日本人女性の間に生まれたこども

外国にルーツを持つ親と子ども（外国人・日本人）の背景2（123頁）

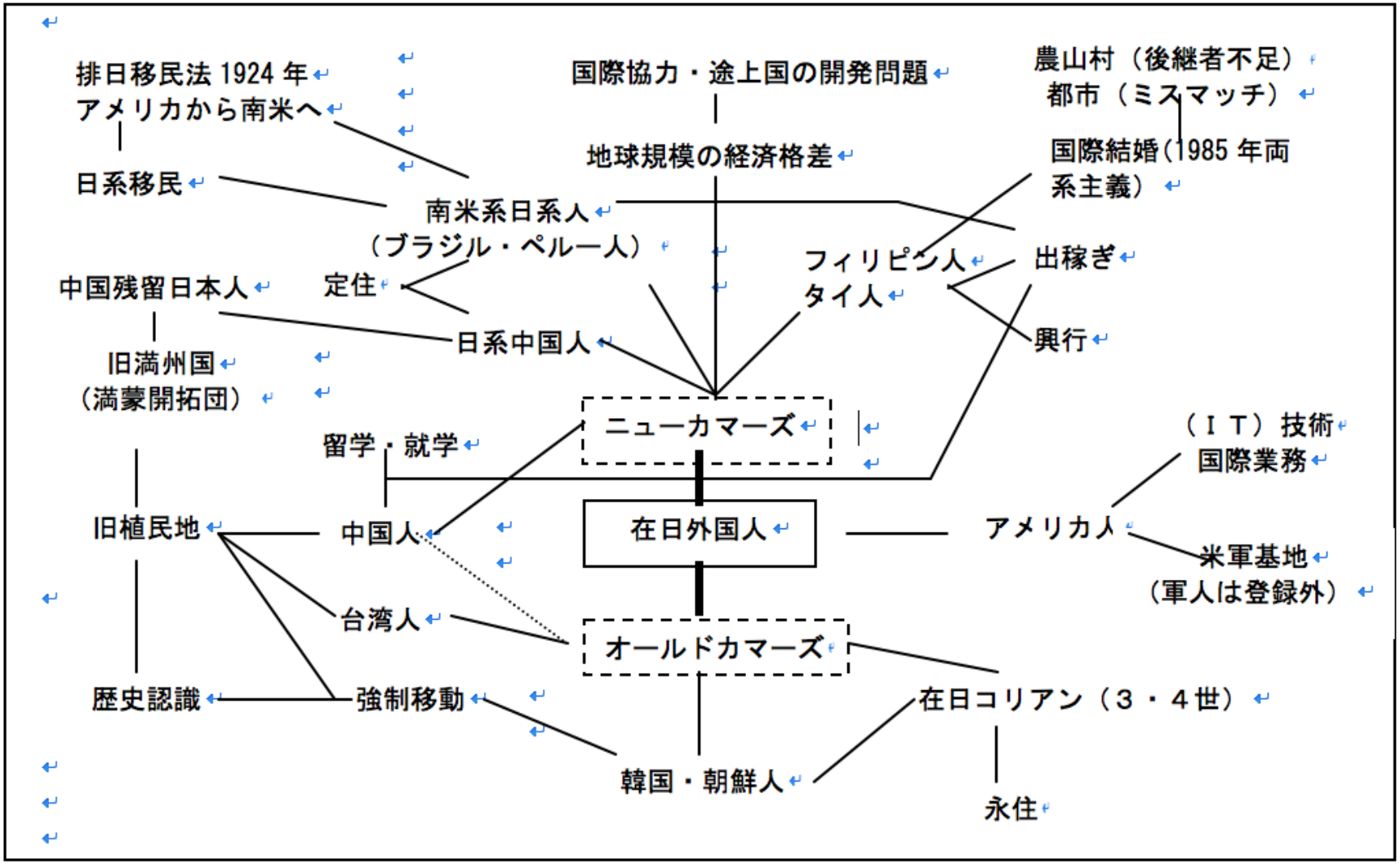

「ひょうたん島問題」をめぐる４つの立場・価値

［Ⅰ］

- 多数派による同化
- 違いや独自のアイデンティティの否定
- 単一の色

［Ⅱ］

- 共同体主義、伝統重視
- 多数派による同化に反対、少数派の異質性重視
- ［Ⅰ］とは異なる単一の色

［Ⅲ］

- 違いを超えた普遍的なものをめざす
- 平等、自由、人権の理念
- 三色

［Ⅳ］

- 違いへの権利を認め、少数派の固有文化を擁護する。
- 少数派の集団としてのアイデンティティを重視する。
- 虹色

複文化・多文化のアイデンティティ
「ひょうたん島問題」

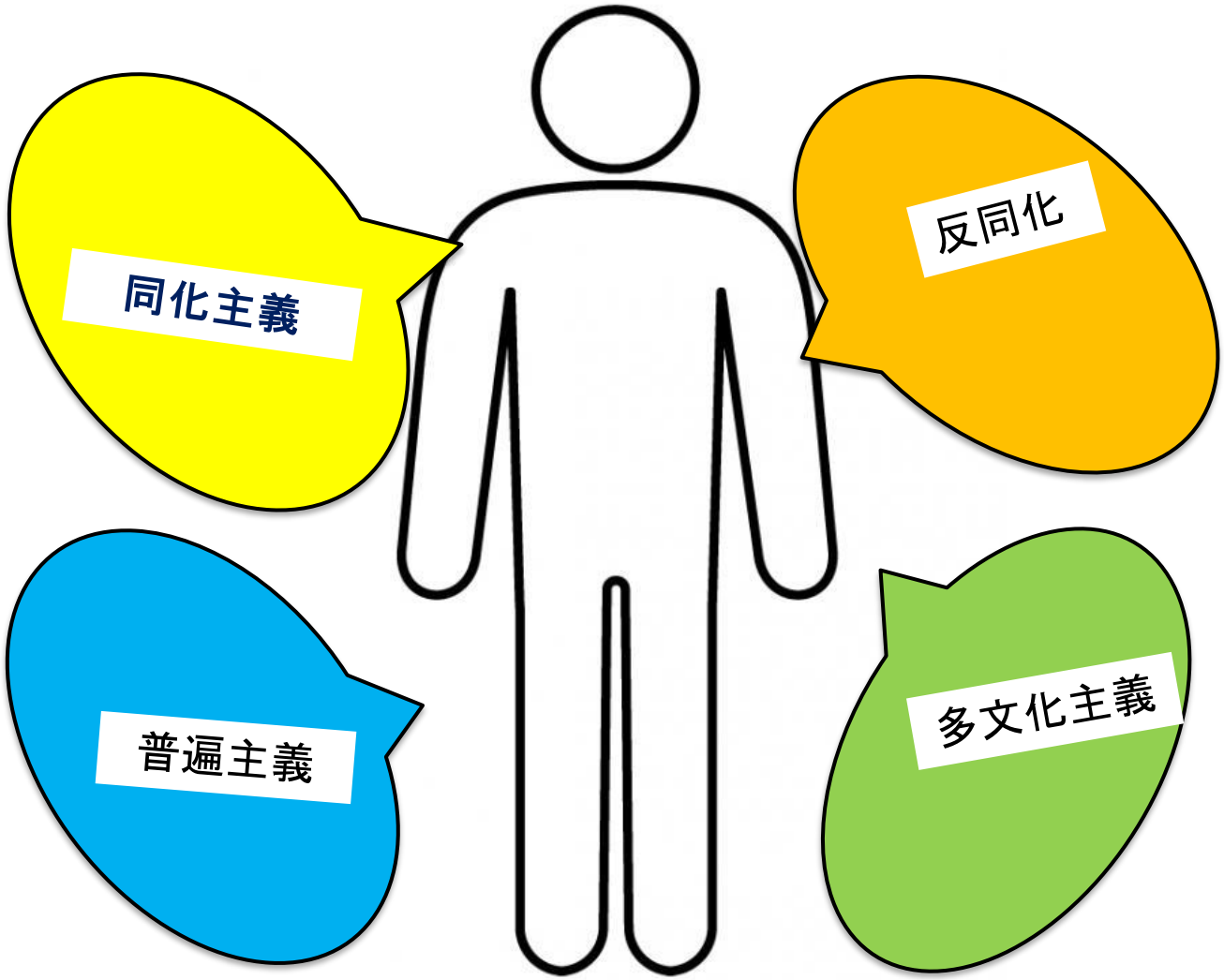

自己内対話、他者との対話、議論、社会参加による市民像の構築

人は働くだけか
外国人は住民だ：身近なところで暮らす人々）
持続可能な開発目標（SDGs）17の目標
（今、世界が取り組んでいること）

街に住む	働く	恋をする･結婚する
家に住む	税を払う	祈る
着る	意見を表明する	薬をもらう
食べる	携帯を使う	病気になる
買う	学ぶ	罪を犯す（裁判）
楽しむ･遊ぶ	育てる	死ぬ（葬送する）

誰一人取り残さない（共生：social inclusion）のために見えてくるカベとその克服とは？→人間の権利を持つ人々

人権って

いたわり、やさしさ、おもいやり、支援、ケア？

あたえてもらうもの？贈りもの？恩恵、特権？

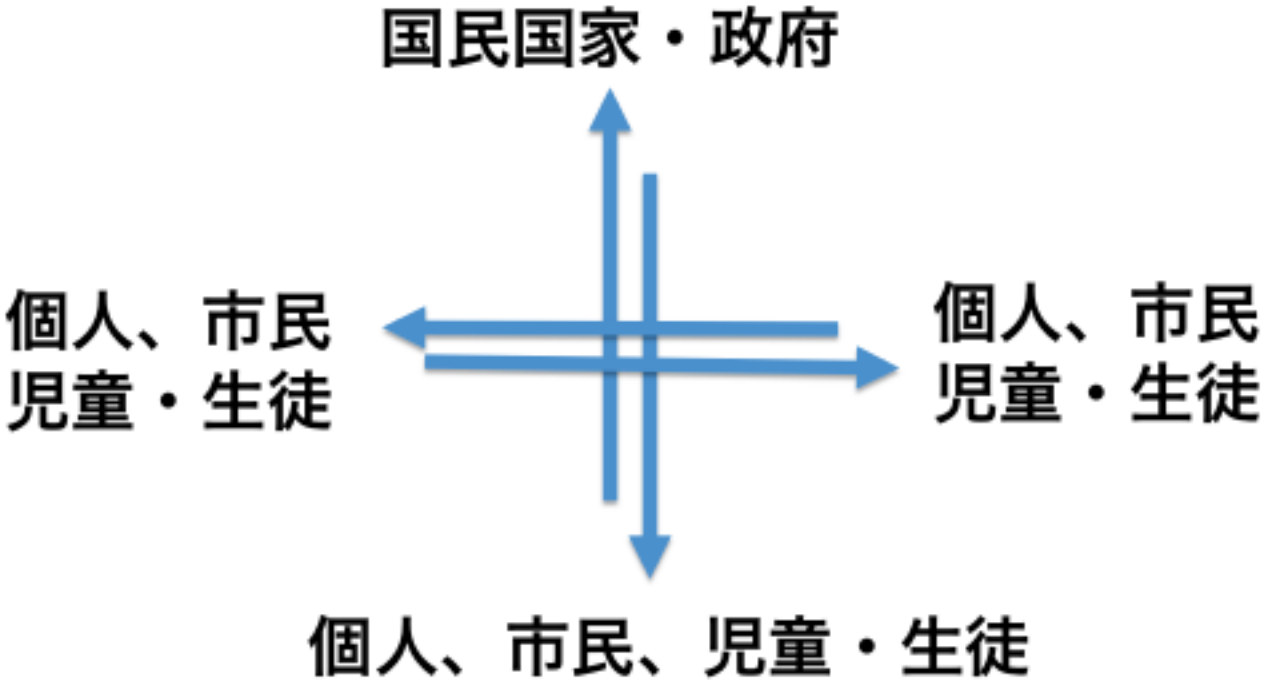

人権的垂直的関係と水平的関係（『教師と人権教育』より勝原作成）

共生＝inclu sion

No one is left behind! 誰一人取り残さない

Universal rights 世界どこでも、普遍的な権利

市民教育と人権教育

市民教育

市民とは
社会（コミュニティ）を構成する成人，子ども、若者

キーワード
共生、包摂、
基本的人権、対話

誰でも市民になれる社会＝持続可能な社会
社会的包摂の課題

民主主義は人権の学習から

人権教育

1,Education as human rights
教育（学ぶこと）は、人権（権利）である。
2.Education about human rights
教育（学ぶこと）は、人権ついて知ることである
3.Education for human rights
教育（学ぶこと）は、人権のためである。
社会に参加し、自らのエンパワーメントが目的
4.Education through human rights
教育（学ぶこと）は、人権が守られている中でなされるべきである
Human rights 複数形の意味

「ひょうたん島問題」
誰が市民か、多様な市民性へのきづき

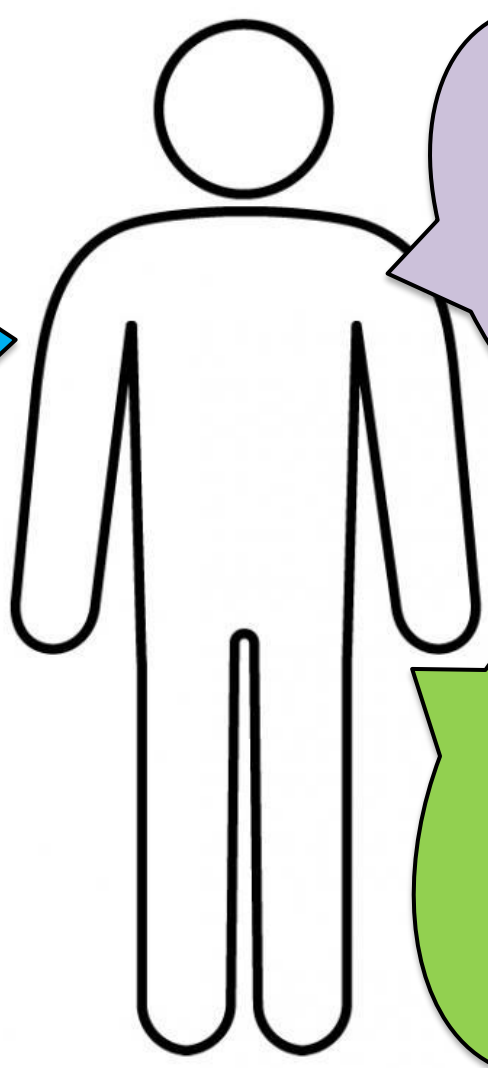

国籍のありか、帰化
地位としての市民性

民族性、マジョリティかマイノリティティか
帰属感としての市民性

誰が市民か、私は市民か、
市民になるとはどういうことか、
市民としてのふるまいとは
実践としての市民性

自己内対話、他者との対話、議論、社会参加による市民像の構築

ご清聴ありがとうございました
Thank you
謝謝（シェシェ）
감사합니다（カムサハムニダ）
ขอบคุณครับ（コップンカップ）
Salamat（サラマット）
Gracias（グラシアス）
Obrigado（オブリガード）
Merci（メルシー）
Danke（ダンケ）
TUSEN TACK（ツーセン・タック）

DWCLA